

令和3年3月教育委員会定例会 会議録

令和3年（2021）3月23日（火）午後2時、出雲市教育委員会定例会を庁議室に招集した。

1 会議に出席した委員

教 育 長	杉 谷 学
教育委員（教育長職務代理）	水 陽 子
教 育 委 員	錦 田 剛 志
教 育 委 員	金 築 千 晴
教 育 委 員	内 藤 祐 馬

2 説明のため会議に出席した者

教 育 部 長	三 島 武 司
教 育 部 次 長	松 浦 和 之
教 育 政 策 課 長	常 松 博 雄
学 校 教 育 課 長	金 築 健 志
児 童 生 徒 支 援 課 長	兒 玉 浩 二
教 育 施 設 課 長	園 山 裕 二
学 校 給 食 課 長	石 橋 健 治
出 雲 科 学 館 長	矢 田 浩 一
保 育 幼 稚 園 課 長	鬼 村 修 治
出 雲 中 央 図 書 館 長	黒 田 輝 男
学 校 教 育 課 主 査	山 本 芳 正
児 童 生 徒 支 援 課 課 長 補 佐	吾 郷 尚 志
文 化 ス ポ ー ツ 課 課 長 補 佐	今 岡 正 樹

3 会議の書記

教 育 政 策 課 課 長 補 佐	常 松 晃 好
-------------------	---------

4 傍聴者

2名

開会

（杉谷教育長）只今から、令和３年３月出雲市教育委員会定例会を開会します。本日の会議は、お手元に配付しております日程のとおり行います。

１ 出雲市教育委員会感謝状の贈呈

（杉谷教育長）まず始めに、出雲市教育委員会感謝状の贈呈を行います。教育政策課 常松課長 に進行をお願いします。

（常松課長）只今から、出雲市教育委員会感謝状の贈呈を行います。本日、感謝状を贈呈する方は、板垣寿美様 及び ながはま故郷かるたプロジェクト様です。贈呈の前に、ご功績につきまして、ご紹介申しあげます。

（ご功績の紹介）

先般開催されました出雲市教育委員会において、出雲市教育委員会感謝状贈呈要綱第５条の規定により感謝状贈呈が決定されましたので、本日、教育委員会感謝状を贈呈するものです。

（杉谷教育長、感謝状と記念品を贈呈）

（板垣寿美様 及び ながはま故郷かるたプロジェクト 様 あいさつ）

（常松課長）以上をもちまして、出雲市教育委員会感謝状の贈呈を終了します。

２ 教育長行政報告

（杉谷教育長）それでは、教育長行政報告を行います。（以下、報告項目のみ掲載）

（１）前回以降の動向

R3. 2. 19	市議会一般質問（～ 2 4 日）
R3. 3. 3	文教厚生委員会・予算特別委員会文教厚生分科会
R3. 3. 5	校長の会議（弥生の森博物館）
R3. 3. 9	出雲地区雇用推進協議会役員会
R3. 3. 15	市議会閉会 ・ 全員協議会
R3. 3. 17	出雲神話まつり振興会通常総会
R3. 3. 18	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会（出雲科学館）
R3. 3. 19	出雲市デジタルファースト推進本部会議
R3. 3. 22	国民スポーツ大会第１回常任委員会（サンラポーむらくも）
R3. 3. 23	定例教育委員の会議

(2) 今後の予定

R3. 3. 24	島根県都市教育長会（出雲市役所）
R3. 3. 26	定例市長記者会見
R3. 3. 27	檜山小学校閉校式
R3. 3. 28	東小学校閉校式
R3. 3. 31	市退職者辞令交付式 ・ 教職員退職者等辞令交付式
R3. 4. 1	市職員辞令交付 ・ 教職員管理職辞令交付式
R3. 4. 2	市立小中学校事務支援正副グループ長委嘱書交付式
R3. 4. 6	春の交通安全運動一斉行動出発式
R3. 4. 10	朝陽小学校開校（竣工）式
R3. 4. 13	人権・同和教育推進員合同会議
R3. 4. 15	校長の会議（弥生の森博物館）
R3. 4. 16	全国市町村教育委員会連合会 第1回常任理事・理事会（東京）
R3. 4. 22	転入・新任管理職施策説明会（弥生の森博物館）
R3. 4. 23	島根県都市教育長会 ・ 市町村教育長会議（松江市）
R3. 4. 26	定例市長記者会見 ・ 定例教育委員の会議

(3) 市議会 一般質問

No.	議員氏名	質 問 要 旨
1	大場 利信	学力向上対策としての学校図書館活用事業について ①学校図書館活用事業見直しについて ・ 学校司書（学びのサポーター）、学校司書（読書ヘルパー）の役割 ・ 年間勤務時間数減の理由 ・ 学校司書（読書ヘルパー）への研修 ・ 学校を指導、助言するスタッフの教育委員会配置 ・ これからの学校図書館の活用についての考え
2	錦織 稔	小中学校の普通教室の天板サイズについて ①小中学校普通教室用机の天板サイズの現状 ②広めの天板サイズへの更新の考え方
3	福代 秀洋	科学教育について ①科学教育の必要性 ②科学館の果たすべき役割

(杉谷教育長) 只今の報告で、質問等がありますか。

(各教育委員) ありません。

3 会議録の承認

(杉谷教育長) 次に、会議録の承認に入ります。前回 2 月定例会の会議録について、何か意見等がありますでしょうか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に意見等ありませんので、2 月定例会の会議録については、承認します。

4 議事

(杉谷教育長) それでは、議事にはいります。議第 5 1 号「出雲市教育委員会感謝状贈呈者の決定について」を、教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 5 1 号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 5 1 号について承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 5 1 号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 5 2 号「出雲市教育委員会感謝状贈呈者の決定について」を、同じく教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 5 2 号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 5 2 号について承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 5 2 号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 5 3 号「出雲市公立学校等スクールバスの運行に関する規則の一部を改正する規則」を、同じく教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 5 3 号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 5 3 号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 5 3 号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 5 4 号「出雲市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、同じく教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 5 4 号について、何か質疑等はありませんか。

(錦田委員) 学校によって開放する施設が異なっておりますけれども、これはどういう経緯で決まるのでしょうか。学校と教育委員会の事務局側で、協議されて決まるのでしょうか。何か、基準があるのでしょうか。この学校は、この教室というふうに何かの基準に基づくものなのでしょうか。

(常松課長) 主には、地域からの要望等があります。それについて、授業、生徒たち

に影響がないと判断した中で、教育委員会と学校が相談して、指定する形となっています。

（錦田委員）地域の方の要望が反映されていると良いと思ったのでお聞きしました。

（水委員）開放されるものがない学校は、例えば地域の方がその小学校の教室をお休みの日に借りたいと思っても、貸していただくはできないのでしょうか。

（常松課長）例えば、1回限りとか、単発的なものは、校長と相談をして許可することになります。

（水委員）校長だけが。

（常松課長）教育委員会と相談をして、影響がなければということになります。

（杉谷教育長）ほかは、いかがでしょうか。

（各教育委員）ありません。

（杉谷教育長）質疑等がないようですので、議第54号を承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

（杉谷教育長）ご異議ありませんので、議第54号について承認します。

（杉谷教育長）次に、議第55号「出雲市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学学校の指定に関する規則の一部を改正する規則」を、学校教育課 金築課長 から説明願います。

（金築課長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）只今の、議第55号について、何か質疑等はありませんか。

（杉谷教育長）特に質疑等がないようですので、議第55号を承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第55号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第56号「出雲市教育委員会名義後援に関する取扱要綱」を、教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 要綱自体が長いですが、ご覧いただいて、先ほどの説明とあわせて、議第56号について、何か質疑等はありませんか。

(内藤委員) 第2条のオのところのアからエまでに掲げる団体のほか、教育長が適当と認める団体とありますが、何かあるのでしょうか。

(常松課長) 特別想定しているものはありません。想定していない方から申請があった場合について、対応できるよう用意しているということです。特定したものはありません。

(錦田委員) 今までは内規で運用なさっていましたが、当然審査期間があったと思うのです。いつまでに回答をするということが、この要綱には記されていないですね。

(常松課長) 特に定めたものはありません。早いものなど、申請もまちまちです。申請が遡るようなことがなければ、受け付けて審査し、後援をするという対応をしています。

(錦田委員) 審査に支障がなければよろしいですが、特定のイデオロギーに基づく方の、政治的な目的なり、宗教的な主義主張のための事業内容というものが、他の都道府県では問題となった事例があります。審査期間内に、見極めて判断する必要があると思います。今後検討いただいて、慎重な運用をされた方がよいと思います。

(常松課長) 今後、検討させていただきたいと思います。

(杉谷教育長) 質疑等がないようですので、議第56号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第56号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第57号「出雲市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」を、学校教育課 金築課長 から説明願います。

(金築課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 57 号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 57 号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 57 号について承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 58 号「出雲市学校司書設置規程の一部を改正する規程」と議第 59 号「出雲市読書ヘルパー設置要綱を廃止する要綱」を、一括して学校教育課 金築課長 から説明願います。

(金築課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 関連がありましたので、合わせて説明しました。只今の、議第 58 号及び議第 59 号について、何か質疑等はありませんか。

(水委員) 第 4 条の支援センターに所長及び必要な職員を置くとなっておりますが、所長あるいは職員はどのような方がなられるのかお尋ねします。また、今年度 1 年間の市内小中学校の図書購入費を知らせていただきたいと思います。今、デジタルファーストと国も、出雲市も一生懸命やり始めていると思います。学校の図書館と市内の図書館のネットワークでつないで図書館の本も、学校で借りたり返したりできている自治体がたくさんあります。毎年、新しい本を学校の図書室に入れるのは難しいと思いますので、市内の図書館と連携することが大切と思っています。

(金築課長) 学校図書館支援センターの組織については、この後、議第 60 号で説明させていただきます。新書の購入費ですけれども、令和 2 年度については、通常の小中学校の図書購入費に加えまして、コロナ対策費の臨時交付金を充てていただくことができ、例年よりかなり多い新書購入費となっております。金額については後ほど、お知らせしたいと思います。デジタルネットワークで各学校の図書館と中央図書館とか地域の図書館との接続のことと思いますが、学校にしながら図書館の本が借りれるというシステムは構築できていません。ひかわ図書館と斐川の小中学校は繋がっておりますが、それを全市展開と言うことは実現できていません。

(内藤委員) 改正のところの 2 の (4) の ICT 機器を活用したとありますが、司書の方は、ICT 関係が大丈夫なのでしょうか。

（金築課長）確かに学校司書も、スキルの違いがあります。（１）から（４）までの中で可能な業務を学校の校長先生と司書教諭の方々等と相談しながら、できる業務を決めていただくと考えています。ICT 機器を活用した学習支援をできる方もいれば、私は難しいなという方は他を選択していただくということになるかもしれません。

（三島部長）学校においては、ICT 機器を活用した授業が進んでおり、これからの学校図書館の活用は、ICT 機器の活用を抜きにしては考えられないと思っています。現在の学校司書には、司書資格のある方を充てており、専門職として求められているスキルを伸ばしていく努力を引き続きお願いしたいと考えています。教育委員会においてもそれをバックアップするための研修等を実施していきたいと考えています。

（金築委員）新書を入れられたら、ある程度古い本を整理されると思います。整理された学校の本は、どのような形で整理とか処分されますか。

（金築課長）廃棄する書籍については、学校図書館支援センターの指導を受けて、廃棄書籍を決めます。学校によっては、古紙回収に出し、その業者から寄附いただいています。

（金築委員）幼児向けの絵本とかマーケット的なところがあってもいいのかなと思います。ブラジルの方などに、日本語練習用にひらがなが多いものを差し上げてもいいのかなと思います。

（金築課長）いまのところ、かなり傷んでいるもののみ廃棄させていただいています。廃棄することしかできない状態で、二次使用できない現状です。

（錦田委員）前回、学校図書館の在り方について、質疑をいくつかさせていただきました。県の制度変更によって、学校司書の学びのサポーターと読書ヘルパーがある意味同じ業務内容を求められて来ているわけです。結局司書の資格を持っていない方と司書資格を持っている方と当然大きな差が出てくると思います。研修などでしかるべき質を上げると言う事が極めて大事になってくると思います。今後、教育委員会として検討をしっかりとしなければならないと思います。もう一つ、少子高齢化と財政が厳しい中で、本当に学校図書館のレベルを一律に整えていくことが可能なのか、あるいは、ある程度拠点を設けていくのか。今までの枠組みを外して考えていった方が良いのではないかなと思っています。もちろん改正について異論はありませんけれども出雲市ならではの枠組み、内実が伴うような施策をみんなで知恵を出し合っていないといけないと思います。引き続きご検討をお願いします。

（金築課長）来年度の研修につきましては、学校司書（学びのサポーター）も学校司書（読書ヘルパー）も十分しっかり計画しています。司書どうしの横の繋がりとして、連絡協議会を来年度は考えています。やはり１人職場ですので、他の学校と情報

を共有していく場面を想定しています。将来的には、学校司書・読書ヘルパーの方々についても、全校学びのサポーターの配置を目指していきたいと思っています。

（三島部長）今後の学校図書館の在り方について、根本的なところでこういった形がいいのかを、しっかりと検討していきたいと考えています。

（杉谷教育長）三島部長が言いましたように、求められているものが、どんどん時代とともに変化してきている中で、学校司書の資質の向上を図っていくことが求められていくと思います。そのうえで、研修ということも、来年度しっかりやっていくということです。他に質疑等がないようですので、議第58号及び議第59号を承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

（杉谷教育長）異議ありませんので、議第58号及び議第59号について承認します。

（杉谷教育長）次に、議第60号「出雲市学校図書館支援センター設置要綱の一部を改正する要綱」を、出雲中央図書館 黒田館長 から説明願います。

（黒田館長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）この前のところで、一部質問について答えさせていただきましたけれども只今の説明について、何か質疑等はありませんか。

（水委員）学校図書館支援センターというものの役割が今一つ見えません。内容を教えていただけませんか。

（黒田館長）学校図書館支援センターの業務内容は、主に5つあります。まず、各学校図書館から依頼のあった資料の収集、整理、保存、廃棄等の相談を受けています。2点目として、学校司書、読書ヘルパーの研修を実施しています。各学校の方へ、ブックトークあるいはストーリーテリングの専門ボランティアの派遣を行っています。また、ボランティアの養成も行っています。図書館と連携した支援ということで、学校の方からの依頼に応じて団体貸出しを行っています。各学校へ1か月単位で1クラス40冊を限度に貸し出しを行っています。図書館あるいは学校図書館支援センターが単独で行うのではなく、教育委員会、各学校と連携した連絡会議を年2回、3回開催して連携を密にしていきたいと思っています。

（水委員）学校側の学校図書室を管理する、読書ヘルパーの方がこの資料はどうだろうとか、あるいは破棄していいかなど相談して、常に学校図書館の整理が行き届いていると思ってよろしいのですか。

（黒田館長）各学校の方から図書、資料の廃棄するときは、必ず学校図書館支援センターに一度相談します。図書館の司書が相談に応じてアドバイス等をし、古くなった資料は廃棄してもらうということを行っています。学校図書館の活動自体は、学校司書、読書ヘルパーが主体的に行っていますので、それを側面的に援助する役割です。

（水委員）私の地区の中学校について、保護者ですので面談の時間を待ったりするときに図書室の本を眺めているのですけれども、明らかに古いと思われる本がかなり見受けられているのがずっと気になっていました。こういう組織があって整理されているのならば、なぜ、うちの中学校はできていないのかということです。もう一つは、読書ヘルパーとか学びのサポーターが中学校におられるのですが、外側から見ていると、学びのサポーター的な働きをしておられる方が私にはイメージが大きいです。図書室の本のことがあまり行き届いていません。こうしたことが、活用できてもう少しきちっとした図書室になってくれることを望みます。

（杉谷教育長）ぜひ、相談かけてくださいと仰っていただくと、よろしいかと思えます。他に質疑等がないようですので、議第60号を承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

（杉谷教育長）ご異議ありませんので、議第60号について承認します。

（杉谷教育長）次に、議第61号「出雲市公立学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」から議第70号「出雲市情緒障がい児等発達支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」までを、一括して教育政策課 常松課長 から説明願います。

（常松課長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）数が多い要綱の説明を一括してさせていただきました。わかりにくいところがあるかもしれませんが、只今の、議第61号から議第70号までについて、何か質疑等はありませんか。

（金築委員）議第61号なんですけれども、遠距離通学の生徒に補助金が出るというのを初めて知ったんですけれども、補助金をもらっている生徒がいるのでしょうか。

(常松課長) スクールバスの方は、基本的に費用負担がありません。生活バスなどの公共交通機関を利用されている方について小学生は4 km以上、中学生は6 km以上の方については、その定期券代等を支給しています。また、若干短い小学生の場合は3 kmから4 kmまでですと千円の自己負担、中学生の場合、5 km以上は自己負担が一部発生する仕組みとなっています。徒歩通学の方については、4 km以上の方について一部補助しているという仕組みとなっています。

(金築委員) 対象の遠い生徒たちは、スクールバスで通っていると思っていました。

(常松課長) 令和2年度予算額ですが、定期券の方が小学校で280万円、中学校で356万円です。

(三島部長) スクールバスを導入する経緯は、合併前のそれぞれの自治体で多少異なりますが、学校統合の条件によるものがほとんどです。旧出雲市で言いますと例えば南中校区、もともとは四中・五中校区であったところを統合する際にスクールバスを導入しています。その他の遠距離通学の児童・生徒にはその徒歩通学や自転車通学に補助金を出しています。このような経緯で2本立てのような制度になっていることをご理解いただきたいと思います。

(金築委員) 遠くの人達がスクールバスに便乗するということはないのでしょうか。

(三島部長) スクールバス自体が通っていません。

(金築委員) かなり通学大変ということですね。

(内藤委員) 子どもたちが知って、補助金を出されるか、学校の先生が判断するのか。誰が判断するのでしょうか。

(常松課長) 学校で集約して、学校の校長名で教育委員会の方に報告があり、それに基づいて支給しています。それから先ほどの、定期券の発行数ですけれども令和2年度の3月1日時点で小学生が156名、中学生が58名の支給実績となっています。

(杉谷教育長) 他に質疑等がないようですので、議第61号から議第70号までを承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第61号から議第70号までについて承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 7 1 号「学校医等の解嘱及び委嘱について」を、教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 7 1 号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 7 1 号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 7 1 号については承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 7 2 号「出雲市立学校における地域学校運営理事会理事の辞任及び任命について」を、同じく教育政策課 常松課長 から説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 7 2 号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 7 2 号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第 7 2 号については承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第 7 3 号「出雲市いじめ問題対策委員会委員の解任及び委嘱について」を、児童生徒支援課 兒玉課長 から説明願います。

(兒玉課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第 7 3 号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第 7 3 号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第73号については承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第74号「出雲市いじめ問題対策連絡協議会委員の解任及び委嘱について」を、同じく児童生徒支援課 児玉課長 から説明願います。

(児玉課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第74号について、何か質疑等はありませんか。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第74号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第74号については承認します。

(杉谷教育長) 次に、議第75号「出雲市スポーツ推進委員の委嘱について」を、文化スポーツ課 今岡課長補佐 から説明願います。

(今岡課長補佐) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第75号について、何か質疑等はありませんか。

(錦田委員) 前回、学校の部活動自体がクラブ活動化していく大きな流れの中で、地域と部活動の関係性を、今後しっかり充実した関係にしていけるべきだと述べました。スポーツ推進員の方と学校の部活動指導者との関係性が現状どうなっているのでしょうか。あるいは、今後、スポーツ推進員の方と部活動はどういう関係性が出てくるのでしょうか。もし、今の段階でわかっていることがあれば教えていただきたいですし、今後どうあるべきか、その考え方を教えていただきたい。

(児玉課長) 現在、このスポーツ推進員になられた方で部活動指導員になられた方もいらっしゃいます。全員と言うわけではございません。今後、令和5年度から、週休日には教員が部活動をしなような環境の準備ができたところから移行していきましようとする国の指針も出てきています。スポーツ推進員の方々との連携も当然可能性として考えていかなければいけないと考えています。教員の負担軽減の流れの中で、地域移行をできる限り進めていくということになるかと思えますし、その可能性を探りながら検討していくこととなると思います。

(錦田委員) ぜひ、前向きにご検討いただければと思っています。逆に地域の活性化、地域と子どもたちのより密接な関係性を築くうえでも、学校に部活動を閉鎖的に置くのではなく、地域に還元していくというのは、私は非常に良い流れだと思っていますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

(杉谷教育長) 他に質疑等がないようですので、議第75号を承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) 異議ありませんので、議第75号については承認します。

(金築課長) 今年度の学校図書購入費を調べてまいりました。例年ですと当初予算では、合わせて約1,500万円。今年度はさらにコロナ交付金分がさらに1,500万円つきましたので、今年度は約倍の図書購入費となっています。各学校別の金額については、学校には通知していますが、公表していませんので、小学校の平均の金額は今年度約54万円。中学校については1校当たり約83万円です。

5 報告

(杉谷教育長) 次に、報告事項に入ります。報告(1)「いずも GIGA スクールプランについて」を、学校教育課 金築課長 に説明願います。

(金築課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の報告(1)について、何か質問等はありませんか。

(内藤委員) プラン1のところの支援員のところ、これは基本的にこの市役所内に配置されるのでしょうか。

(金築課長) ICT 支援員の配置については、検討中です。配置の仕方も含めまして、今後検討していきたいと思っています。学校でタブレット型パソコンを使っていたきはじめて、こういったニーズがあるのか調査してみたいと思っています。総合的に考えて、こういった業務を担っていただくことが必要かを見極めながら、今後予算要求に繋げていきたいと考えています。

(内藤委員) この間、学校で ICT に詳しい先生を選んでという話をされていました。支援員さんとの関係が、非常に難しいと思っています。それぞれの学校で ICT をしっ

かりと先生たちに使っていただかなければいけないと思います。指示を出せるような人も支援員の中に配置しておいていただいた方が、逆に取り組みやすくなるのかもしれません。いろいろ考えていい方向性に向けていていただきたいなと思います。

（金築課長）内藤委員からいただいた意見も検討しながら、今後の ICT 支援員配置の中で考えていきたいと思っています。

（錦田委員）事務局側が今までと変わらない人員体制、組織体制で果たしてこれだけの大事業を多額の税金を投入して、令和 2 年度から 6 年度で完結できるのかという一抹の不安があります。大きな組織的な体制の整備、場合によっては推進室の設立も必要かもしれません。そうした組織面も含めたバックアップをしないと絵に描いた餅に終わってしまうともったいないと思います。子どもたちがかわいそうだし、何よりも納税者である市民に申し訳がたたないと思ったりします。限られた人員と予算の中で、しかるべき組織体制と合わせて整備をお願いしたいと思っています。

（杉谷教育長）次に、報告（２）「令和 3 年度小・中学校児童生徒・学級見込みについて」を、同じく学校教育課 金築課長 から説明願います。

（金築課長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）この減は、学級編制基準の変更によるものと考えていいですか。

（金築課長）学級編制基準の変更による影響ということになりますと 10 クラス、さきほど小中合わせて 15 クラスの減ということを申しましたが、全部で 10 クラスがこの島根県の少人数学級編制の影響を受けての減に相当します。

（杉谷教育長）というような状況で、まだ中途ということで、3 月 31 日で確定ということになります。報告（２）について、何か質問等はありませんか。

（杉谷教育長）質疑等がないようですので、報告については、以上といたします。

6 協議

（杉谷教育長）次に、協議に入ります。協議（１）「出雲市いじめ防止基本方針の改訂について」を、児童生徒支援課 児玉課長 から説明願います。

(兒玉課長) 資料に基づき説明

(内藤委員) 教えていただきたいのですが、この書類というかこういったものは、どなたに渡されているのでしょうか。

(兒玉課長) 基本的には、市のホームページの方に掲載しております。各学校で印刷して持っておられたり、抜粋して必要な部分について印刷して見ていただいたりというようなことをしていただいていると思っています。

(内藤委員) 保護者という書き方、児童という書き方、地域と言った書き方がしてあるところがあります。その人に読んでいただきたいから書かれているんだろうと思います。ホームページ上でやっていることが、皆さんに知られているのかいないのか。僕も今質問したとおり知らなかったのもう少し、知っていただいた方がいいんじゃないのかなという感想です。

(兒玉課長) 国及び県、市町については、この基本方針を策定しています。これに基づき、各小中学校において、それぞれの学校での基本方針の策定を国の方が義務付けています。概要版を保護者にお配りして説明したり、あるいは学校のホームページの中で公表したりというようなことが行われている実態があります。

(杉谷教育長) 各学校がどういう対応をとったか、誰に対してどういう説明をどういう方法でしたのかということは、調査をして、実施時期、方法を把握しています。市が作っている本体を基に、各学校がいじめ防止基本方針を定め、それを保護者地域に、しかるべき時期、方法で知らせています。届いていないということであれば、少しやり方に問題があるかもしれないと思って聞かせていただきました。

(内藤委員) そういう現状があるのであればいいと思うのですが、今知らなかったというところもあります。どのようにみなさんに伝わっているのかということを教えていただいたので、まあ、いいと思います。

(三島部長) 内藤委員の意見は、ごもっともだという思いで聞かせていただきました。実際にこういったものを市民の方、保護者の方がご覧になるときは、自分の子どもとかあるいは関係者が、こういった被害にあったときに打つべき手がどういう手があるのか知りたいときに手に取られる機会があるのではないかと思います。さきほど、学校の方から概要版の説明の際に、出雲市全体の少しボリュームがあるようなものについては、ここにありますよという情報を付け加えていただく方法もあるのかな

と思っています。必要な方が必要な時に、手に取れるような対応をしていくことについて検討していきたいと思っています。

（松浦次長） さきほど、部長や課長から説明がありましたけれども、市のいじめ防止基本方針をもとに各学校で、それぞれの学校独自のいじめ防止基本方針を作っています。それぞれの学校でダイジェスト版であったり、あるいは全部をホームページに載せたり、紙媒体で配ったり、各学校でいろんな工夫をして保護者に届けています。また、保護者さんだけでなく、地域学校運営理事会での説明など、できるだけたくさんの方に学校の方針が行き渡るようにしています。いじめ防止基本方針に関しては、市のホームページに載っております。先ほど部長が言いましたように、これを活用するというのは、実際そういう場に遭遇した方がこれを抛り所にしてということになると思います。基本的にはそれぞれ学校で周知し、学校の方針について理解いただく仕組みとなっているということをご理解いただけたらと思います。

（錦田委員） 少なくとも3か月を目安にするということは、国等の方針で謳われているのですか。

（兒玉課長） 国の指針の中で少なくとも3か月という月数が掲載されておるところでございます。

（錦田委員） わかりました。この方針が具体的な何かの解決のために使われない日が来ることを祈るばかりであります。今回追加された内容は妥当だろうと思っています。意見になりますが、私自身が子供の頃に、いじめたり、いじめられたり、うちの子どもがいじめられたりの経験を繰り返してきましたけれども、踏まれた方はいつまでも覚えています。自分の体験で、あまりこの場で言うことは相応しくないかもしれませんが、この3か月というのは、何の根拠もない数字なのだろうとは思いますが、今回の改定案全体については、妥当なものだろうという意見です。

（杉谷教育長） 3か月经ったからいいということではなくて、3か月は最低しっかりと見て状況把握をしながら支援をしていくという期間と言う風に捉えていただけたらいいと思います。それこそ数年掛かっても解消がなかなか図れないということも当然あると思います。3か月で良しとする文言ではないということを学校にしっかりと伝えていく必要があると思っています。協議については、以上とさせていただきます。学校の方へしっかりと徹底するということと、加えて各学校のいじめ防止基本方針が子どもたちはもちろん、保護者、地域みなさんにきちっと伝わるように丁寧な情報発信をしていく取り組みを行わなければいけないと思います。今後の取組についてはしっ

かりやるということで、協議について以上とさせていただきます。

7 その他

（杉谷教育長） それでは、「その他」に入ります。教育委員会の後援・共催事業について、教育政策課 常松課長、文化スポーツ課 今岡課長補佐 それぞれから説明をお願いします。

（常松課長、今岡課長補佐） 資料に基づき説明

（杉谷教育長） 只今の報告について、質問等はありませんか。

（各教育委員） ありません。

（杉谷教育長） その他、委員の皆さま、あるいは事務局の方で、何かございますか。

（各教育委員） ありません。

8 次期教育委員会の開催時期

（杉谷教育長） 次期教育委員会の日程ですが、4月26日（月）の、午後2時から、市役所4階 共済会会議室 で開催いたします。

閉会

（杉谷教育長） 以上をもちまして、令和3年3月出雲市教育委員会定例会を閉会します。

（15:59） 定例教育委員会閉会